

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書
No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880

112

極 秘
無期限
10部の内
△号

沖縄の地位に関する日米諴諉
協議第1回会談（三木大臣、
ジョンソン大使）

昭和43年7月
北米局北米課

沖縄の地位に関する日米諴諉協議の第1回会談
は5月27日外務省において、三木大臣とジョンソン駐日米大使の間で約2時間にわたり行なわれ
たところ、その要旨次のとおり。

陪席者

日本側 牛場次官、東郷北米局長、
千葉北米課長、北米課佐藤事務官（記録）

米側 ベーネル参事官、ジョージ参事官、アームストロング書記官、ヴィッケル通訳官

（注）大使の発言（英語）はほとんど通訳されず。

大臣の発言（日本語）の通訳には米北長が當
つた。

目 次

1. 繼続協議の進め方（基本的合意）
2. 沖縄の軍事的役割りと基地のあり方
3. 漢東情勢
4. 主席公選及び施政権返還の緊要性
5. 新聞発表ぶり
6. 繼続協議の今後の具体的進め方
7. 米国の保護貿易立法問題（別途記録）
8. 会談終了

1. 総統協議の進め方(基本的合意)

- (1) 大臣より総統協議の進め方につき次のように述べた。
 - (1) 本協議は昨年11月の佐藤ショーン共 同コミュニケに基づいて開始されたもので あり、「両3年中」に沖縄返還の目途をつ けるべしとの佐藤総理の主張にも考慮を払 いつつ、行なうべきこと。
 - (2) この協議は沖縄返還の目途をつけること を可能なならしめる諸条件の整理、検討を任 勅とする事、従つて、目途をつけるのは、 この協議ではなく、日本の総理大臣と米国 大統領の合意によるものとすること。
 - (3) 協議の中心問題は返還後の米軍基地の在 り方であることは当然なるも、その他の問 題で、日米琉諸問題委員会の権限外の諸問題 も本土との一体化促進のための共同協議の 対象として適宜取上げること。
- (2) 総統協議は今後適宜大臣大使間及び事務 レベルにより行なうこととすること。

(2) これに対し、大使より、新聞報表との関連 で、本件表現に若干問題あるも、上記方針に は賛成である旨述べた。

2. 沖縄の軍事的役割と基地のあり方

- (1) 大臣より、沖縄基地の極東の安全保障上の 役割につき米側の見解を求めたところ、大使 より、沖縄基地の戦略的重要性については、 安保協議等の場を通じて日本側にすでに説明 すみであると前置きして、次のとおり述べた。
 - (1) 沖縄問題を日米両政府の満足しうる形で 解決するためには、日本政府が返還後沖縄 の米軍基地が日本及び近隣諸国の安全保障 のためにいかなる軍事的役割を果すことを 日本自身の直接的利害に照らしていかに期 待するかにかかつており、この点について の日本政府の立場が決定されれば、議論が 遣められる。沖縄の返還は日本が互に駆け 別きをして、日本としてどの位米國の取り 分を少くさせるかを狙うのであつてはなら ない。米國が日本側に求めるることは極東の

安全保障のために、米側がとる軍事的行動に対する日本側の支持である。米側としては、この継続協議の場を日米のconfrontationの場とする考えはなく、むしろこの協議を通して日米双方の共通の利益を見出し、そこから議論を進めて行くこととしたい。

(b) 沖縄基地の機能は大別して(1)中継基地、(2)補給基地、(3)通信基地（西太平洋地域の通信網の中核である。）及び(4)米国統合的軍事力の裏面示威の4種に分けられるが、その目的は「攻撃」ではなく、「抑止」(deterrance)であり、しかも、その対象地域は、日本のみならず日本の近隣諸国(第一義的には韓国、台湾、フィリピン)である。更に、沖縄基地の抑止力の有効さは、中共及び北鮮が沖縄基地の軍事力をいかに評価するかにかかっている。例えば、北鮮は、朝鮮半島における米国の反撃力を常に注視しており、その意味では、今のままの沖縄米軍基地の戦力は対北鮮抑止力として

最も有効である。

(c) ボラリス・ミニットマンがある現在、沖縄基地の重要性は減つたという議論は日本国内でしばしばなされているが、これは誤りで、核及び通常兵器双方を含む複数な対応措置をとり得ることに立脚した抑止力(Graduated deterrent)を最も有効にすることであり、兵力がかるかるは使えないボラリス・ミニットマンに限られるとなると、戦略核使用に至らざる対応措置はそれとなり、それだけ相手方を安心させ、抑止力の有効性を損うこととする。日本としては、米国がボラリス・ミニットマンしか使えないくなつてもよいかどうかにつきなど考えてもらいたい。米側としても、本日とはいわないが、他日統帥権の過程において、日本側が施政権返還後の沖縄米軍基地にどの程度の戦争抑止力を期待するか、また、日本として戦争抑止力のためにどの程度の支持を米側に与えりうるかについての日本側の考え方を聞きたい。

- (2) それに対し、大臣より沖縄基地の重要性については、日本政府、国民とも十分認識しているが問題は施政権返還後の基地のあり方であると指摘したところ、大使より、米側に関する限りは中共、北鮮が現在よりも less hostile にならない限り、現状のままの基地が必要であると述べ、予見しうる限りの将来において、中共、北鮮の態度が変るとは思わない旨付言した。
- (3) 大臣より、基地の重要性は(1)日米両国の世論の動き、(2)科学技術の進歩及び(3)国際情勢の変化により変化すべく、この継続協議の場においてもこうした流動しつつある背景を前提としつつ議論を進めて行きたいと述べた上で、本問題についての日本政府としての立場は慎重検討中で依然「白紙」であるが、マスコミにあらわれた限りでの世論は、それがどの程度正確であるかは別として、本大臣の見るところでは、圧倒的に「核抜き本土並み」に固まりつつあるやに見受けられ、本大臣の

私見ではあるが、各党の足並みもあるいはこの辺で實際上そろうやも知れずと述べ、本問題に対する政府の態度を上記諸要素を頭に入れつつ決めたいと思う旨付言した。

これに対し大使より次のとおり述べた。

(1) 日米両国がそれぞれの国益に基づいて本問題につき決定を下すことと、両国夫々の世論の動向に対処することは、互に関連しており、確かに日米双方の考え方の一一致が必要である。米国としても日本国民の敵意の中で、有効でなくなつた基地を維持する考えはない。日本政府の態度は米政府及び米国世論に影響を与えた互に反応し合う。この継続協議の場でこの問題につき十分に話し合いたい。

(2) 沖縄基地の戦略的重要性が戦略兵器、戦術兵器、通常兵器等の各種兵器を多角的に利用しうる多面的抑止力にあることからみても、科学技術の進歩に伴いますます沖縄基地の重要性は減少せざるばかりかますます

す増加する。沖縄基地のあり方の問題は、日本政府が同基地に graduated deterrence を与えたいか否かにかかっている。この点についての日本政府の考え方を聞きたい。たとえば朝鮮半島の例をとれば、沖縄基地の軍事力を削減すれば、現在米国とのとり得る対応措置が出来なくなり、その分だけ北鮮の敵対的行動を助長するというのが米国の基本的考え方である。

(4) 大臣より、問題の中心は核兵器であり、沖縄に核基地が存在しなくなることが極東の安全保障にそれほど支障ありや、米側の軍事技術的な観点よりの説明をききたいと質したところ大使より次のとおり述べた。

(1) 原則は至つて簡単である。すなわち、沖縄に現に核兵器があるかどうかは明言できないが沖縄基地より、核兵器を含むあらゆるタイプの反撃を加えうるということが戦略的に重要なのであり、日米間のはつきりした合意により沖縄に核兵器がないといふ

ことが共産側に知られれば、共産側としても、沖縄からの核兵器による反撃の可能性は考慮の対象から除外して行動しうることになり、それだけ、沖縄の戦争抑止力を低下させることになる。

(2) 基地の抑止力について何が絶対というものはないが、基地は最大限に有効であるべきと思う。その観点からすれば現在の沖縄基地は、現状において最も有効で、「核抜き」、「自由行動制限」などはその分だけ有効性を減殺することとなる。日本はこれをどの程度にしたいかを決定せねばならぬ。

(3) かかる決定は、軍事技術の問題ではなく、高度の政治判断の問題であり、政治的決定がなされた後、はじめに軍事技術的にそれをどう実施するかという問題が生ずるものである。

(5) 大臣より、政治判断の背景をなす軍事技術の問題も重要をりと指摘したところ、大使より、その点に関連して、次のとおり説明があ

つた。

(1) 戦闘機の例をとつてみれば、F111は F104よりも航続距離が長く、グアムから朝鮮半島をカバーできるが、それも片道であり、またF111の性能は近距離使用の方がより有効である。結局F111を最も防衛力の強い沖縄基地におくことが最も有効を使い方である。

(2) C5A巨人輸送機を利用しての本土よりの急速展開については、米側でも十分研究を重ねているが緊張のある地域に、本土から兵力を直接送りこむことは、緊張を増々高めしろ逆効果になる。それが大きい。それに対して、緊張の発生地域にあらかじめ兵力を展開しておくことは、緊張の発生を未然に防ぐという効果がある。

また、急速展開においても、本土より運ぶのは兵員であり、装備は、現地にあらかじめ配置し、整備しておくことが不可欠である。（航空機があつても地上に充分を補

給、整備施設がないと使いものにならない）こうした意味から、急速に展開する足場として沖縄基地の役割はC5Aの出現により減るどころか増え重要になる。

(4) (大臣の質問に答える) 沖縄基地の対象地域は朝鮮に限定されず、日本、台湾及び東南アジアのすべてである。

(5) 大臣よりメースBを1972年までに撤去するとの米政府の表明についてメースB撤去と沖縄核基地との関連を質したところ、大使より次の通り述べた。

(1) メースBは旧式になつておらず、それが撤去されるのは事実であるが、メースBを撤去した後、それに代るものを持つて来ないというのではないと思う。沖縄の場合にはなにもこの点についての発表されていないが、メースBの代りに中短距離用ペーシングロケットをおいたヨーロッパ等の例である。

(2) 沖縄には核兵器と通常兵器の両方の使用に供しうる(dual capability)兵器があ

リメース日だけが核用兵器ではない。

(4) (大臣より沖縄に基地があつても良いが、核基地だけは撤去して欲しいというのが日本の世論の大勢である旨指摘したところ)
これら dual capability を有する兵器のすべてを沖縄から撤去せよというのが日本政府として、十分議論の詰つた考え方とは思わない。

(5) 日本政府の考えが固まるまでの間においては、いわゆる「白紙」論が日本自身の安全保障の見地からいつても賛成であると思う。

それに対し、大臣より(4)現在諸情勢は流動的であり日本政府の態度も固定できない。
(5)日本政府としては安全保障の重要性は十分認識しているが政府も国民も十分納得しりうる形での安全保障という問題につき、目下慎重、かつ、懸念に検討中である。世論ばかりが政治でないが民主政治でこれを無視することは許されない。と述べ、しばら

く時間はかかるが、いつかは決めねばならない旨付言したところ、大使より今日本側に決断を迫つてはいるのではないか、と言ふに述べた如く、原則を十分に考えてほしいと重ねて要望した。

(6) 基地の現況説明等

会談の終期に大使より基地の位置を示す持参の地図（かかるものとしては初めて作つた由にて、公表可能、但し余部完成の上事務レベル当方に提供する趣）を使用し極く簡単に現況を大臣に説明した。なお会談の途中大使より①沖縄には 140 カ所の基地があり、うち 16 カ所が主要軍事施設なること、②米国はこれらに 10 億ドルにのぼる投資を年々沖縄の G N P の半分以上にのぼる 2.5 億ドルの支出を行なつてゐること、③沖縄の米軍人は 4.4 万、軍属・文官は 3 万、右の家族 2.8 万、現地雇用員 5.3 万、計 12.8 万人なることを説明した。

3. 極東情勢

大臣より米側の見方如何との質問に答えて大使より次のとおり説明があつた。

(1) ヴィエトナム

(1) パリ会談が始まって以来北側は一向戦闘をデスカレートする兆しを見せておらず、むしろ米側の死傷者は増加している。

(2) パリでは、北側がまず米国の北爆停止のみを求める全く非妥協的な態度をとりつづけているので、実際的な問題に入れないでいる。北側が戦闘により事態を改善しないことを悟り、一面戦争一面交渉の態度を捨てた時にはじめて真面目な話ができるところにあらう。

(3) (個人的印象としては) ヴィエトナム戦争は朝鮮戦争以上に複雑であり、戦闘停止がそう早期に実現するとは考えない。

(4) (大臣より「北」との話しがついても「南」の中での和解がむずかしいのではないかと質したのに対し) 現在最も重要な課題は北

が「南」でやつていふことをやめさせることであり「南」の中での和解がむずかしいことも事実だが、これは当面の交渉の目的が達成された後の話である。南越政府としては相容れざる敵のヴィエトコンを政府に入れることは、今日全く不可能である。南越政府の態度を理解してやる必要がある。

（大臣より、日本としても米国の直面している問題のむずかしさはよく理解できるも、第三者的立場にある現在は余計な口を出さず会談の成功を祈るのみだが、米側が過もどりの行動をとらないよう望むと述べたのに対し）米国の方から過振りの行動に出ることはしない。米国としては、南越の利益を犠牲にしない解決を目指している。日本も純然たる第三者ではないことは十分大臣も承知していられると了解している。

(2) 朝鮮

ブエブロ号事件以降の北鮮の動きはきわめて危険であり、十分なる注意を要する。

(3) 中共

(1) 現在の中共はスターリン時代のソ連に比
べてその後、ソ連指導部がNATOの存
在朝鮮戦争、ベルリン、キューバにおける
西側の決意の示威等を通じて侵略的政策は
成功せずとの教訓を得、柔軟な態度に変つ
て来た経緯をみれば、現段階においては中
共に対して、西側が断固たる決意を示す必
要があり、中共が侵略の非をこれに現実
的政策をとるに至るであろう。

(2) その意味でも沖縄基地の存在は重要であ
り、沖縄において米国中共の侵略阻止の決
意が弱まつたという印象を中共側に抱かせ
るが如き行動にてることは、かえつて逆効
果となる。

4. 主席公選及び施政権返還の緊要性

大臣より、(1)沖縄に関する現在、自分が最も
心配しているのは主席公選であり、なんとか西
籠候補が勝つてもられないと思う。野党が勝て
ば今後の沖縄に関する日米協力にも問題が起るがく
本件最終協議に当つてもこの点を常に念頭にお
くべきであると述べ、また同20余年にわたる
外国統治といふ事実自体すでに長すぎた感があ
り、時間が経つほど無理がでてきて、問題解決
がむずかしくなる（これは誰のせいでもなく、
時間のせいであることである。）ので、沖縄問題
を早急に解決すべき時が迫りつつある旨指摘し、
1970年までに施政権返還のメドをつけるべ
しと考へる旨述べ、さらに米国にとつても、新
大統領が就任したときが、本件の目途をつける
よいタイミングではないかとの感じを抱いてい
る旨付言した。

それに対し大使より、(1)については、基本的
には同感なるも、米政府が正面に立てば西籠候
補にとり逆効果あるべく、むしろ本土自民党を

中心にしつつ、米側としても裏面より沖縄自民党に協力すべき旨述べ(これに対し大臣より、日本側政府が協力し、よいふん団氣をつくることも必要であるとし、その意味からも本件協議の意義は大きいと指摘した。)、また米側としてはいり立場にはないが、日本側及び沖縄自民党において、「昨秋の共同声明に基づく諮問委員会の発足等により、沖縄返還のプロセスはすでにはじまつてゐる。」との説明をされてしまかがと提案した(なお、その際諮問委員会についての広報は不十分と思つてゐるととられる発言をした。)。②の点については特にコメントせず(下記の発表文の表現についても、この点につき、米側はコメントを避けた。)。

5 新聞発表ぶり

別添の "Text of Minister Niki's Post Meeting Statement to the Press" を会議用の working paper として事前に米側に提示しやいたが、上記につき次のとく意見を交換した。

- (1) 大使より、全体としては結構であると思うと前置きして、次の2点を提案した。
 - (1) 第2項①の It is likewise noted... 以下の表現につき、原文のままでは、大臣・大使間で、両3年内に返還の目途をつけるべしとの佐藤総理の主張等を再確認した趣旨に解釈されるが、これらの点は、総理と大統領との間の問題であり、大使としては、それを確認しやる立場にないので、it is likewise noted を In this connection, the Foreign Minister noted とあらためること。
 - (2) 第3項の表題は、基地の status をめぐつて日米両国が対立 (confrontation) しているという印象を与えるおそれがあるので、

沖縄の基地のあり方は、日本自身の安全保障にとっても重要な役割りを有している旨を明確にするため、"the status of U.S. Military bases on Okinawa after reversion" の後に "in the light of security interests of both countries" との字句を挿入すること。

- (2) これに対し大臣より、(1)の提案については同意するも、(1)の点については、(1)沖縄の米軍基地がわが国を含む極東の安全保障に重要な役割りを果していることは、昨年11月の佐藤・ジョンソン共同コミュニケにも明示されており、本締結協議がその共同コミュニケに従つて行なわれるものであることは、本発表文冒頭よりも明らかことであると指摘した上で、(1)本発表文は、法的文書ではなく、政治的文書であり、あまり法的に讀めるとは適当でない。また(1)日本側としても、基地の重要性は十分認識しているので、この点につき大使に迷惑はかけないと述べたところ、大使も了承した。本日の協議は第1回のも

であり、その意味からも、本発表文の政治的意義は大きいと指摘した。

(最終発表文は、別途2の和文のみであったが、会談後大臣記者会見の際配布した。)

6. 総統協議の今後の具体的進め方

大臣より、総統協議の今後の具体的進め方につき意見を問うたところ、大使は、北米局長一米側政務参事官などの事務レベルで討議を続行し、適宜大臣・大使間の会談を行なうこととしたと述べ、大臣はこれに同意した。さらに大臣より、今後月1回ということも考えたが、あまり事前にコミットして実現しなくてはかえつて逆効果と者を、特に月1回ということを提案しないこととしたと述べたところ、大使より賛成し、実際にやりうること以上の期待を外部に抱かせることはさけた方が賢明であると述べていた。

また、当方同席者より、大臣・大使間のみならず、事務レベルでも討議を続けることとしたく、その意味で対プレス発表文に、「外交機関」によるとしたと述べたのに対し、先方も同意し、今後新しい情報などがあればいつでも会いたい、と述べた。

7. 米国の保護貿易立法問題(別途記録)

8. 会談終了

大使より、本日の会談は率直、かつ、相互信頼の空気のうちに進行われ、きわめて有益であったと述べたのに大臣も同意し、本日は総統協議の基礎をおいたきわめて記念すべき日である。沖縄問題は日米友好の枠内で解決するべく、両国は互に自国の意見を押つけるのではなく、冷静に討議して行かなくてはならない。しかし、大使としても、沖縄問題解決の機が到来したことを見知っていたみたいと述べたところ、大臣は、日本さえ肚を決めればすぐにも解決できると答えた。大臣より、双方とも相手方の問題を十分考え方つて行こうと述べて、会談を終了した。

別添乙

沖縄問題の継続協議について

昭和四十三年五月二十七日

一、 昨年十一月の佐藤・ジョンソン共同声明により沖縄問題ははじめて、「返還の方針の下に」両国間で「継続的協議」に附されることとなり、本日は、三木外務大臣とジョンソン駐日米大使との間でその「継続協議」に踏み出した第一回目の協議であり、記念すべき日であつた。

これは戦後二十三年の情勢の変化、歴史の進展とともに、日米両当局が、日米友好協力関係を、時代の推移に適合せしめんとする相互努力の現れである。

今回は第一回の協議であるから主たる役割は、この「継続協議」に如何なる性格を付与するか、今後の進め方をどうするかを話合うことであつた。

二、 そして三木外務大臣よりこの「継続協議」の性格につき、

(一) 次のような発言を行ない、アメリカ側もこれに同意した。

(二) この協議は、日本首相とアメリカ大統領の共同声明に基づいて開始されたものである。なお、これに関連し、三木外務大臣は、共同声明には、沖縄返還のメドを「兩三年中」に付けるべきであると佐藤首相が強調したこと、そしてこの協議は「それをも考慮しつつ」検討すべきであるとしている点に注目すべきであると述べた。

(三) そこでこの協議は、沖縄返還のメドを付けることを可能ならしめる諸条件の整理、検討を任務とする。従つてこの協議自体がメドをつけるのではなく、最終のメドをつけるのは日本首相と米国大統領の合意によるものである。

(四)

「

」は

に

す

る。

三 本日の会議は、午後三時より外務省において、三木外務大臣とジョンソン米大使との間に行なわれ、継続協議の性格および今後の進め方について話合つた後、沖繩米軍基地の現況、今日の極東情勢並びにこれに関連する沖繩の地位につきアメリカ側より説明があり、日本側より沖繩基地のあり方に関する本土および現地の世論の動向、早期返還実現の緊要性につき説明した。

30-188-239
1
71
1

(Okinawa Review)

Text of Minister Miki's Post-Meeting Statement to the Press

Tokyo, May 27, 1968

1. According to last November's Sato-Johnson Joint Communique, it was agreed, for the first time, that the problem of Okinawa should be kept under "joint and continuous review" by the two governments. Today is the memorable day when we opened the first meeting of this ~~was held~~ Review between Foreign Minister Miki and Ambassador Johnson.

This is an expression of mutual efforts by the two governments to adapt the Japan-U.S. relations of friendship and cooperation to the passage of time exemplified in the changes wrought by history during 23 post-war years.

Since today's was the initial meeting, its main function was to discuss the character to be given to and the future conduct of the Review.

2. Foreign Minister Miki made the following statement concerning the character of the Review, to which the American Ambassador concurred.

(1) This Review has been commenced in accordance with the Joint Communique between the Prime Minister of Japan and the President of the United States. It is likewise noted that in the Communique the Prime Minister is quoted as having "emphasized that an agreement should be reached

- 2 -

within a few years on a date satisfactory to them for the reversion of these islands", and that the joint and continuous review should be conducted "in the light of these discussions."

(2) The task of this Review is to order and examine the various conditions which would make possible the reaching of agreement on a date mutually satisfactory for the reversion of Okinawa. Thus, the agreement itself will ^{ultimately} not be reached by this Review itself, but will be reached by common accord between the Prime Minister of Japan and the President of the United States.

(3) The Review's main item of discussion is, of course, the status of U.S. military bases on Okinawa after reversion. However, other problems, including problems beyond the terms of reference of the newly established Advisory Committee at Naha, will be taken up, as appropriate, in order to further identification of Okinawa with Mainland Japan.

(4) The Review will be carried on, as occasion calls, through diplomatic channels by the governments of both countries.

3. Today's meeting was held between the Foreign Minister and the Ambassador from 3 p.m. at the Gaimusho. After discussing the character and the future conduct of the Review, the American side gave an explanation of the U.S. bases on Okinawa as they are today, the present situation in

the Far East and the position of Okinawa in relation to it. The Japanese side explained the trend of public opinion in both Japan proper and Okinawa concerning the status of the bases, and the ^{stance} imperative character of the early ~~resolution~~ ^{solution} of the problem.